

意見書案提出書

消費税率5%への減税とインボイス制度の導入中止
を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和4年7月20日

神奈川県議会議長 しきだ 博 昭 殿

神奈川県議会議員 君 嶋 ちか子

同 上 野 たつや

同 大 山 奈々子

消費税率5%への減税とインボイス制度の導入中止を求める意見書（案）

2022年上半期は新型コロナウイルスの感染拡大や、ロシアによるウクライナ侵略で世界経済が混乱し、原材料高騰、半導体不足による製造業の停滞などに見舞われ、円安危機が物価高騰に追い打ちをかけており、事業経営や国民生活を直撃している。内外需とも今後の成長要因は見当たらず、日本経済は深刻な状況である。政府は原油価格・物価高騰等総合緊急対策を講じたが、効果は未知数である。

第一生命経済研究所経済調査部の首席エコノミストは「もらえる人とそうではない人との不公平感が高い給付金や補助金よりも、使った人が恩恵を受ける減税の方が需要喚起の効果が高いことになる。このため、特に物価高対策という意味では、物価高を余儀なくされる生活必需品の価格を抑制する消費税の軽減税率引き下げが効果的」と分析している。そのため、世界でも消費税や付加価値税の減税に踏み出した国と地域は89に上っている。

消費税は、低所得者ほど負担の重い税金である。震災や津波で家や職を失った被災者にも、無年金、低年金の人にも、生活のために消費しているかぎり、消費税の負担がのしかかる。近代国家の租税原則である「応能負担」や「生計費非課税」の原則にも反する税金である。事業者にとっては、経営が赤字であっても消費税は納税しなければならない。その一方で、輸出大企業が下請業者に消費税分の単価引き下げを要請しておきながら、自らは「輸出戻し税」を受け取るという矛盾も起きている。

加えて政府が2023年10月に実施を予定している消費税のインボイス（適格請求書）制度は、年間の課税売上高が1,000万円以下で現在、消費税の納税を免除されている免税業者にとって大打撃となる。仕入れ税額が控除の要件となるインボイスの発行は課税業者に限られており、免税業者であっても取引から排除されないために、課税業者にならざるをえず、廃業が増えかねない。

全国約500万の免税業者や1,000万人といわれるフリーランスに納税義務を広げることになる。9割が免税業者の農家や、配達員など単発で仕事を請け負うフリーランス、文化・芸術・イベント分野で働く人たちも同様の影響を受ける。日本商工会議所は導入の凍結、日本税理士連合会は見直しと実施の延期を要求している。

よって国会及び政府は、現下の事業者、国民の窮状を軽減し、経済状況の低迷を打破するために、消費税の5%への減税とインボイス制度の導入中止を決断するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	}	殿	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総	務		大	臣			
財	務		大	臣			

神奈川県議会議長

意見書案提出書

異常な物価高騰から国民生活を守るため年金給付と生活保護費の
引き上げを求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和4年7月20日

神奈川県議会議長 しきだ 博 昭 殿

神奈川県議会議員 君 嶋 ちか子

同 上 野 たつや

同 大 山 奈々子

異常な物価高騰から国民生活を守るため年金給付と
生活保護費の引き上げを求める意見書（案）

異常な物価高騰が国民の暮らしを脅かしている。総務省によればエネルギーが前年同月比で17.1%上昇し、このうち電気代は18.6%、ガソリンは13.1%、また、生鮮食品も13.1%も上昇しており、国民の暮らしを直撃している。

その原因は、新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵略にとどまらず、安倍政権から続けられてきた異次元の金融緩和による異常な円安が物価高騰に拍車をかけており、その打開にはまさに政治の責任が問われている。

しかし、今年度当初の政府予算は一般会計総額107兆5,964億円と過去最高にもかかわらず、生活困窮者への給付は主に子育て世帯や住民税非課税世帯に限定され、物価高騰に悩む全世帯には行き渡っていない。しかも、この6月からは年金給付が0.4%削減され、実質的には1.5%削減との指摘がある。また、10月からは後期高齢者医療の窓口2割負担化も実施されるなど、生活困窮者が多い高齢者に対し、社会保障の削減による負担増が行われている。

総務省の統計によれば、生鮮食品などを含む生活必需品の消費者物価が上がり続けており、年金削減は中止すべきである。

また、政府が2013年に決定した生活保護基準額の引き下げについて、いわゆる生存権裁判として全国的に訴訟となっているが、東京地裁は6月24日、違法との判決を出し、厚生労働大臣の判断に過誤、欠落があるとして、引き下げ処分を取り消しを命じた。政府の処分を違法とした判決は、2022年5月の熊本地裁に続き、3件目となる。

安倍政権は2013～15年にかけて、生活保護費の基準額の引き下げを段階的に実施した。食費や光熱水費に充てる生活扶助基準額を平均6.5%引き下げ、世帯や地域によっては最大10%という過去最大規模の引き下げを行ったことから、生活保護利用世帯の約9割に深刻な影響を与えた。

生活保護費の減額によって、多くの利用者は苦境に立たされた。健康で文化的な最低限度の生活を国民に保障する、憲法第25条に基づく生活保護制度の土台を掘り崩した政府の責任は、極めて重大である。したがって、物価の高騰に見合った規模で生活保護費の引き上げを行い、生活困窮者の暮らしを守るべきである。

よって政府は、異常な物価高騰から国民生活を守るため、年金給付と生活保護費の引き上げを実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

） 殿

神奈川県議会議長